

一般社団法人統計関連学会連合 事業委員会運用規則

一般社団法人 統計関連学会連合

総則

第 1 条

この規則は、一般社団法人 統計関連学会連合事業委員会（以下「本委員会」という）の運用に関して定める。本委員会は、一般社団法人 統計関連学会連合（以下「連合」という）の定款第 48 条に基づく委員会である。

目的

第 2 条

本委員会は、連合が主体となる事業の計画および実行を目的とする。

構成員

第 3 条

本委員会の委員は以下の各号により構成される。

- (1) 連合加盟団体の各学会から推薦されたもの各 1 名
- (2) 本委員会委員長により任命されたもの若干名

委員の任期

第 4 条

委員の任期は 2 年とするが再任を妨げない。

委員長

第 5 条

委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選とする。委員長の任期は 2 年とするが、再任を妨げない。

経費

第 6 条

委員会の運営に必要とされる経費は、連合理事会から配分される。配分された経費は委員長および委員長の指名した委員が管理する。

報告義務

第 7 条

委員長は、統計関連学会理事会において、活動状況について報告する。

付則

1. この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則の改定は、理事会で行う。